



厚生労働省

熊本労働局

熊本県最低賃金の改正決定について答申

熊本地方最低賃金審議会（会長 橋本 眞 熊本大学大学院教授）は、本年7月7日（金）熊本労働局長（徳田 剛）から「熊本県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、熊本県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきましたが、本年8月4日（金）に結論を取りまとめ、同日熊本労働局長に対し「時間額 737 円」とする旨の答申を行いました。

この「時間額 737 円」は、現行の熊本県最低賃金（時間額715円）を「22 円」引上げるものとなっています。熊本地方最低賃金審議会においては、去る7月27日中央最低賃金審議会から示された目安（熊本県の場合 22円 引上げ）を参考にしつつ、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申をまとめられたものです。

今後は、この答申の内容についての異議申出に関する諸手続きを経て、熊本県最低賃金が改正されることとなります。